明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第二条　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
警察官等拳銃使用及び取扱い規範	警察官等けん銃使用及び取扱い規範
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　拳銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）	第六章　けん銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条　この規則は、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。	**第一条**　この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の定義等）	（用語の定義等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。	2　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によって行われる罪として次に掲げるもの	三　［同上］
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
ヘ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のもの、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲等又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの	ヘ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合のもの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該猟銃を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの
ト　［略］	ト　［同上］
（皇宮護衛官への準用）	（皇宮護衛官への準用）
第三条　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び取扱いについて準用する。	**第三条**　第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。
（あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合）	（あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合）
第四条　警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。	**第四条**　警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。
2　前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。	2　前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。
（拳銃を構えることができる場合）	（けん銃を構えることができる場合）
第五条　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けて拳銃を構えることができる。	**第五条**　警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を構えることができる。
2　前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。	2　前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。